様式第77号の２（第６条および第12条の３関係）

固定資産　相続人代表者指定（変更）届出書兼現所有者申告書

年　　月　　日

守山市長　あて

地方税法第９条の２第１項（第３項）に規定する被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）および還付に関する書類を受領する代表者を次のとおり届け出ます。

併せて、守山市税条例第74条の３に基づき、地方税法第384条の３に規定する「現所有者」を申告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 相続人代表者（現所有者） | 氏　　名 | フリガナ | 被相続人との続柄 |
|  |
| 個人番号または法人番号 |  |
| 住　　所 | 〒 |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話番号 | ―　　　　　― |
|  |
| 被相続人（固定資産課税台帳の所有者） | 氏　　名 | フリガナ | 死亡年月日 |
|  |  |
| 住　　所 | 〒 | 登記名義 |
|  |
|  |
| 代表者以外の相続人（現所有者）※　記載欄が不足する場合は裏面へ | 氏　　名 | フリガナ | 被相続人との続柄 | 相続放棄の有無 |
|  |
| 個人番号または法人番号 |  |
| 住　　所 | 〒 |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話番号 | ―　　　　― |
| 氏　　名 | フリガナ | 被相続人との続柄 | 相続放棄の有無 |
|  |
| 個人番号または法人番号 |  |
| 住　　所 | 〒 |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話番号 | ―　　　　― |
| 氏　　名 | フリガナ | 被相続人との続柄 | 相続放棄の有無 |
|  |
| 個人番号または法人番号 |  |
| 住　　所 | 〒 |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話番号 | ―　　　　― |
| 氏　　名 | フリガナ | 被相続人との続柄 | 相続放棄の有無 |
|  |
| 個人番号または法人番号 |  |
| 住　　所 | 〒 |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話番号 | ―　　　　― |

相続登記の状況または予定について

１　登記は完了しています （　 　　年 　月　 日登記済　　）

２　登記手続きする予定です （　 　　年 　 月頃までに　　　　）

３　当面登記手続きの予定はありません

 相続登記の状況または予定について

 １　登記は完了しています （　 　　年 　月　 日登記済　　）

**添付書類　　遺産分割協議書の写し（法定相続人以外の方が相続した場合のみ）**

**相続放棄申述受理証明書（相続放棄をしている場合）**

固定資産　相続人代表者指定（変更）届出書兼現所有者申告書（裏面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 代表者以外の相続人（現所有者） | 氏　　名 | フリガナ | 被相続人との続柄 | 相続放棄の有無 |
|  |
| 個人番号または法人番号 |  |
| 住　　所 | 〒 |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話番号 | ―　　　　― |
| 氏　　名 | フリガナ | 被相続人との続柄 | 相続放棄の有無 |
|  |
| 個人番号または法人番号 |  |
| 住　　所 | 〒 |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話番号 | ―　　　　― |
| 氏　　名 | フリガナ | 被相続人との続柄 | 相続放棄の有無 |
|  |
| 個人番号または法人番号 |  |
| 住　　所 | 〒 |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話番号 | ―　　　　― |
| 氏　　名 | フリガナ | 被相続人との続柄 | 相続放棄の有無 |
|  |
| 個人番号または法人番号 |  |
| 住　　所 | 〒 |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話番号 | ―　　　　― |
| 氏　　名 | フリガナ | 被相続人との続柄 | 相続放棄の有無 |
|  |
| 個人番号または法人番号 |  |
| 住　　所 | 〒 |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話番号 | ―　　　　― |
| 氏　　名 | フリガナ | 被相続人との続柄 | 相続放棄の有無 |
|  |
| 個人番号または法人番号 |  |
| 住　　所 | 〒 |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話番号 | ―　　　　― |

※　賦課期日（１月１日）までに相続登記が完了していないときは、その固定資産については相続人が所有者（現に所有する者）とみなされます。（地方税法第343条第２項）

※　現に所有する者の申告をしていただいた場合でも、相続登記が固定資産税の賦課期日（１月１日）までに完了した場合は、登記の内　　容を優先します。

※　この届出は、相続登記が行われるまでの間の固定資産税の納付書等の送付先を確認するための届であり、不動産登記法の相続の手続きや相続税とは一切関係ありません。

※　不動産登記法上の名義の変更する場合は、別途、法務局で登記申請する必要があります。